

○西条市テニスコート設置及び管理条例

平成16年11月1日

条例第105号

改正 平成17年9月30日条例第46号

平成18年3月28日条例第14号

平成26年11月21日条例第25号

令和元年12月26日条例第23号

(設置)

第1条 市民の健康の増進とスポーツの普及振興を図り、スポーツによる明朗健全な精神を育成することを目的として、次のとおりテニスコートを設置する。

名称	位置
西条市西条市民公園テニスコート	西条市大町403番地1
西条市西条西部公園テニスコート	西条市氷見乙608番地
西条市東予運動公園テニスコート	西条市河原津新田甲157番地
西条市丹原総合公園テニスコート	西条市丹原町久妙寺甲244番地
西条市小松中央公園テニスコート	西条市小松町新屋敷甲2427番地
加茂川ふれあい広場テニスコート	西条市喜多川289番地1地先

(平26条例25・一部改正)

(休場日)

第2条 テニスコートの休場日は、12月29日から翌年の1月3日まで(加茂川ふれあい広場テニスコートにあつては、無休)とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する休場日を変更し、又は別に休場日を定めることができる。

(平17条例46・追加、平26条例25・一部改正)

(開場時間)

第3条 テニスコートの開場時間は、午前8時30分から午後10時まで(加茂川ふれあい広場テニスコートにあつては、午前8時30分から日没まで)とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する開場時間を変更することができる。

(平17条例46・追加、平26条例25・一部改正)

(使用)

第4条 テニスコートの使用は、テニスを目的とするものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その他の目的に使用することができる。

- (1) 公益上必要があると認められるとき。
- (2) 特別にこの施設を必要とされる行事等に使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を適当と認めたとき。

(平17条例46・旧第2条繰下・一部改正)

(使用の許可)

第5条 前条の規定によりテニスコートを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 テニスコートの使用の許可を受けようとする者がテニスコートに特別の設備をし、又は備え付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、前項の許可と併せて許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可に際して管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例46・旧第3条繰下)

(使用料)

第6条 テニスコートの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長が特にその必要があると認めるものについては、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例46・旧第4条繰下)

(使用料の還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。
- (2) 使用開始の日前3日までに使用の取りやめの申出をした場合で市長が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(平17条例46・旧第5条繰下・一部改正)

(使用権の譲渡禁止等)

第8条 使用者は、許可された使用の目的以外にテニスコートを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平 1 7 条例 4 6 ・旧第 6 条繰下)

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニスコートの使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 使用許可申請に偽りがあったとき。
- (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が職員の指示に従わないとき。
- (4) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により処分した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、これに対して賠償の責任を負わない。

(平 1 7 条例 4 6 ・旧第 7 条繰下)

(指定管理者による管理)

第 1 0 条 テニスコートの管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、テニスコートの休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

3 第 1 項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 5 条中「前条」とあるのは「前条本文」と、第 5 条から第 7 条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条及び第 1 3 条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第 1 項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がテニスコートの管理を行うこととされた期間前にされた第 5 条第 1 項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第 1 項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がテニスコートの管理を行うこととされた期間前にされた第 5 条第 1 項（第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可

を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

(平 1 7 条例 4 6 ・ 追加)

(指定管理者の業務)

第 1 1 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) テニスコートの設置目的を達成するため必要な業務
- (2) テニスコートの使用の許可に関する業務
- (3) テニスコートの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平 1 7 条例 4 6 ・ 追加)

(利用料金制)

第 1 2 条 第 1 0 条第 1 項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合は、テニスコートの使用に係る使用料（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

(平 1 7 条例 4 6 ・ 追加)

(原状回復の義務)

第 1 3 条 使用者は、テニスコートの使用を終わったとき、又は第 9 条第 1 項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止され、若しくは使用を制限されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(平 1 7 条例 4 6 ・ 旧第 8 条繰下 ・ 一部改正)

(損害賠償の義務)

第 1 4 条 使用者は、テニスコート、附属施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平 1 7 条例 4 6 ・ 旧第 9 条繰下)

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 1 7 条例 4 6 ・ 旧第 1 2 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、西條市都市公園条例（昭和 4 4 年西條市条例第 4 号）、東予市公園条例（昭和 4 7 年東予市条例第 2 3 号）、丹原町都市公園条例（平成 1 0 年丹原町条例第 9 号）又は小松町都市公園条例（昭和 5 7 年小松町条例第 9 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定その他の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 1 7 年 9 月 3 0 日条例第 4 6 号）

改正 平成 1 8 年 3 月 2 8 日条例第 1 4 号

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第 1 1 条の規定により管理の委託をしているテニスコートの管理の委託については、平成 1 8 年 9 月 1 日（その日前に、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該テニスコートの管理に係る指定をした場合は、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

(平 1 8 条例 1 4 ・ 追加)

(準備行為)

3 この条例の施行前にした指定管理者の指定に関する必要な行為は、この条例による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定により行ったものとみなす。

(平 1 8 条例 1 4 ・ 旧第 2 項繰下)

附 則（平成 1 8 年 3 月 2 8 日条例第 1 4 号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月21日条例第25号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第2条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月26日条例第23号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市武道場設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市プール設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定、

第22条の規定による改正後の西条市食の創造館設置及び管理条例の規定及び第23条の規定による改正後の西条市椿交流館設置及び管理条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和2年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

別表（第6条、第12条関係）

（平26条例25・全改、令元条例23・一部改正）

テニスコート使用料

名称	使用区分			使用料
西条市西条市民公園 テニスコート	テニスコート	1面 1時間	一般・学生	300円
			小学生以下・中学生・高校生	150円
西条市西条西部公園 テニスコート	夜間照明施設	1面 1時間		300円
西条市東予運動公園 テニスコート	テニスコート	1面 1時間	一般・学生	300円
			小学生以下・中学生・高校生	150円
	練習コート			無料
	夜間照明施設	1面 1時間		300円
西条市丹原総合公園 テニスコート	テニスコート	1面 1時間	一般・学生	300円
			小学生以下・中学生・高校生	150円
西条市小松中央公園 テニスコート	夜間照明施設	1面 1時間		300円
加茂川ふれあい広場 テニスコート	テニスコート			無料
	練習コート			

備考 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。